

## 国民健康保険からのお知らせ

# 国民健康保険税賦課限度額等を改正します

地方税法施行令の一部改正により、平成30年4月からの賦課限度額を、次のとおり引き上げます。

・医療分 《現行》54万円→《改正後》58万円 4万円の引き上げ(国の基準と同額)

また、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられ、軽減措置の対象が拡大されます。

### 《平成29年度まで》

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割	33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割	33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)



### 《平成30年度から》

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割	33万円+27.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割	33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

【問い合わせ先】 住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の 介護保険料を改正します

町では、3年ごとに行う介護保険料見直し(※)に伴い、65歳以上の方の介護保険料をより安定的な介護保険制度を運営し、被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、国の基準段階に従い、所得段階を全9段階としました。平成30年度からの保険料は表のとおりです。

なお、平成30年度の介護保険料額については、7月に送付される介護保険料決定通知書などでご確認ください。

### 介護保険料見直しのポイント

① 第7期介護保険料の大幅な上昇

介護認定者、サービス利用者数の増加、介護保険サービス基盤整備これらが要因となり、介護保険料基準額(月額)は、第6期5,000円↓第7期約5,960円と大幅な上昇が見込まれます。

② 介護給付費準備基金の取り崩しにより介護保険料の大幅な上昇の抑制を図る

保険料の余剰金を活用することにより介護保険料の大幅な上昇を約260円程度抑制します。

③ 低所得者の方々の保険料に公費を投入して保険料の軽減を図ります

④ 八雲町の第7期介護保険料基準額を月額5,700円(年額68,400円)に設定します

※65歳以上の方の介護保険料は、3年を計画期間とする「介護保険事業計画」を策定して、介護サービスを利用する要介護認定者数や、その利用回数などから、3年間に提供される介護サービス費用の見込みなどに基づき算出します。

平成29年度はこの見直しの年にあたり、介護保険料の他、介護保険事業の方向性を示し、介護保険事業の安定的な運営を目的として、平成30年3月に第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)を策定しました。